みらい 川崎市議会議員団だより

しまだ和明 市議会ニュース

令和8年秋号
発行
みらい 川崎市議会議員団
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町１番地
電 話：044-200-3355
FAX：044-245-4135

令和8年市議会第3回定例会は、8月31日から開催され、議案56件（条例24件、事件5件、補正予算8件、決算19件）が提案されました。9月9日には、みらい川崎市議会議員団の井土清貴議員（中原区選出）が会派を代表して質問しました。また、今定例会では決算審査特別委員会が開催され、令和7年度会計の決算審査が行われました。私は17日と25日の文教分科会にて質疑に臨みました。そして、10月13日に全ての議案が可決の上で閉会しました。代表質問と決算審査特別委員会の質疑概要等を報告します。





嶋田和明 プロフィール

- 1968年９月川崎市で生まれる。
- 1987年３月法政大学第二高等学校卒業
- 1991年３月法政大学経営学部経営学科卒業
- 1991年４月川崎市中学校社会科教諭
- 2000年４月川崎市体操協会事務局長・理事長
- 2018年４月川崎教育文化研究所所長
- 2021年４月（公財）川崎市スポーツ協会理事
- 2022年４月多摩教育文化研究所所長
- 2023年４月市議会議員選挙（多摩区）初当選
- 2023年４月総務委員、大都市税財政制度調整特別委員
- 2024年４月まちづくり委員（副委員長）、市都市計画審議会委員
- 2025年４月健康福祉委員、多摩区保護司

9月9日 みらい川崎市議会議員団の代表質問

議案第120号

Q 「川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について」

料金改定時期について、管路、施設の老朽化・耐震化対策や事業環境の変化への対応は必要だが、諸物価の急激な高騰に苦しむ市民生活を守るためにも、公共料金の値上げは慎重にすべきと考える。令和９年４月から料金改定を行わなければならない理由について伺う。
次に、値上げ幅の設定について、今回は基本水量制を廃止するとともに口径別料金制への移行など料金制度の見直しと併せ、水道料金収入を初年度は11％、次年度以降は22％値上げする内容となっている。この値上げ幅に設定した理由を伺う。

A 料金改定の時期については、累積資金不足の発生が令和９年度の見込みであること、また、年度当初は、前年度の事業費精算に伴い、資金需要が多いことから、令和９年４月からの改定とした。
次に、料金改定率については、令和９年度から令和11年度までの料金算定期間中に当年度純損失が発生しないこと、算定期間末の資金残高を退職給付引当金の額又は算定期間前年度末資金残高とおおよそ同程度とすること、算定期間中において企業債残高対給水収益比率が400％以下となることを満たすものとして設定した。

Q 帰宅困難者対策について

令和８年８月千葉豪雨の災害では約１万人の帰宅困難者が発生した。現状の帰宅困難者対策は、大地震を想定しているが、今後は豪雨を想定した対策が必要です。今回の事例から、どのような新たな知見を得たのか見解及び改善策について具体的に伺う。
また、今後は混乱が拡大しないよう現在の計画を見直し、一斉帰宅や送迎等の抑制を含めた「帰宅しない環境づくり」について検討すべきだが、対応を伺う。

A 運行停止した交通機関の再開が見込まれないことで、駅周辺に多数の滞留者が発生し得ることや、急激な天候の悪化により、駅周辺や道路、一時滞在施設までの経路等が浸水し、移動すること自体が危険となる状況に合わせて対応することが重要であると認識した。今後、公共交通機関や関係事業者との情報共有体制や一時滞在施設の運用方法、帰宅困難者への情報提供手法などについて検証を進め、被害の状況に応じて柔軟に対応できるよう取り組んでいく。
また、「帰宅しない環境づくり」については、帰宅困難者対策においては「むやみに移動を開始しない」という考え方が基本となっており、まずは安全な場所にとどまり情報収集を行うことや、交通機関の復旧状況を確認して行動すること、また、企業等に対しても、BCPの策定、家族との安否確認体制の整備、最低３日間の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄など、一定期間、従業員を施設内にとどめる体制を整備することについて啓発を行っている。



川崎市議会 インターネット議会中継

9月17日・25日 決算審査特別委員会 文教分科会

Q 各種スポーツ大会等事業費について

事業の目的と内容、執行状況について伺う。
また、令和７年６月の「スポーツ基本法」の改正では、スポーツにおける「暴力」「パワーハラスメント」「セクシャルハラスメント」「盗撮」「SNS上の誹謗中傷等の防止やスポーツ団体のガバナンスの確保」が示されている。市内各団体からも大会等における盗撮等の対応について苦慮している声も仄聞する。会場等の安全体制などの支援が必要と考え対応を伺う。

A 本事業については、市民のスポーツに対する関心を高めるとともに競技力の向上を図ることを目的として、（公財）川崎市スポーツ協会の各加盟団体が広く市民が参加できる市民大会を年１回以上、開催している。加えて、スポーツ普及や体力向上を目的として、親子で一緒にスポーツや運動に楽しめるスポーツフェスタ等を開催している。
また、アスリートが安心して競技ができる環境づくりは重要であり、スポーツ団体の対応のほか、スポーツセンター等の指定管理者に盗撮等の注意喚起及び安全管理等を求めるとともに、市ホームページにおいて啓発している。スポーツ基本法改正をふまえ、令和８年度から、ハラスメントや熱中症の防止などを含めた安全対策に係る研修会を開催するとともに、市スポーツ協会においてコンプライアンス相談窓口を設置している。

［意見・要望］
各種スポーツ団体が主催の大会では、会場使用料が半額減免等の対応がなされている。一方で熱中症予防のための空調使用料や競技専門備品など高額になる状況もある。「スポーツ基本法」が改正され熱中症対策等の取組の推進も示されていることからも、市スポーツ協会と連携し、団体のヒアリング等にもとづいた支援の検討を要望する。

Q かわさき多摩川マラソン開催事業費について

参加者数が令和４年度の4,776人から、令和７年度には7,057人に増加している。車いす部門やファミリーファンランニング、ペアランニング部門の新設等が行われている。令和７年度の開催では、どのように検討や工夫がされてきたのか伺う。
また、とどろき緑地の再編整備計画が進むにあたって、コースの変更や安全対策など大会運営への影響が危惧される。これまでのコンセプトを変えることなく、市民に親しまれる大会として開催されることが必要だが対応を伺う。

A 令和７年度大会は、誰もが安全に楽しめるインクルーシブな大会としてのレガシーを引き継ぎ、多様な種目を設定するとともに、新たに熱中症対策や救護体制を強化するなど、ランナーが安心して楽しめる大会とした。加えて、ゲストにSHISHAMOや東京2020大会マラソン代表の中村匠吾氏を迎え参加者増につなげた。
また、今年度はこれまでと同様に実施するが、今後、コースの一部が使用できない等の課題が想定されることから、実行委員会等において検討を行っている。

［意見・要望］
全国各地の市民マラソンでは、ご当地の特産物や催しなど様々な工夫がなされ、全国から多くの参加者が集まり人気のあるイベントになっている。本市では、今年度もフロンターレの協力や、那覇市友好都市提携30周年記念した沖縄物産展の出店などが企画されている。今後、等々力緑地再編整備等の影響も危惧されるが、引き続きこれまでのコンセプトやレガシーが引き継がれ実施されるよう、市スポーツ協会との綿密な連携のもと進められるよう要望する。

Q 新たなミュージアム検討事業費について

サウンディング型市場調査では、施設の開業への機運醸成として、参加事業者より「開業準備段階から段階的に情報発信やイベントを行い工事期間中も継続的な広報を実施することで、市民の期待感や開業機運を高め、集客につなげることができる。」との意見があった。施設全体のコンセプトや世界観を明確にして、ブランド力を向上させることが必要と考えるが対応を伺う。
また、「新たなミュージアムに関する管理運営計画」が令和７年度に策定予定だったが、物価高騰や人手不足、公共工事における入札不調の現状などを踏まえ令和８年上半期に延期された。さらに、計画予定地近隣に土砂災害警戒区域等の指定予定が示されたこともあり、計画策定が遅れている。最短開館が令和13年度としているが、今後のスケジュールを伺う。

A 本年２月から３月にかけて、ばら苑と連携したサウンディング型調査を実施し、事業内容、スキーム、公募条件や実施スケジュールなどについて、設計、建設、造園、維持管理、運営などの事業者と対話を行った。今後については、多くの方に親しまれる施設となるよう、開館前からの市民参加による様々な体験や段階的な情報発信などを通じ、愛着と期待感を高め、新たなミュージアムを市民とともに育みながら開館を迎えられるよう取り組んでいく。
また、本年７月に県より土砂災害防止法に基づく基礎調査結果が公表され、開設地周辺に土砂災害警戒区域等の指定が予定されていることなどから、その対応について検討を行っている。引き続き、関係部署と連携しながら新たなミュージアムの整備に向けて、取り組んでいく。

［意見・要望］
これまで、有識者と公募市民による管理計画懇談会が３回開催され、新たなミュージアムの管理運営手法や実施体制等に関することが話し合われた。開館後の活動の検討や、ばら苑や生田緑地各施設とどのように連携するのかなど様々な意見が出ている。住民の関心も高いことから、管理運営計画の策定と推進にあたっては、引き続き、進捗状況の公表や十分な説明の機会を設けて、進めて頂くよう要望する。

Q 子どもの権利施策推進事業費について

令和８年３月に策定された第８次川崎市子どもの権利に関する行動計画では、「施策の方向Ⅰ　子どもの権利の尊重」において、すべての子どもの命が守られ、自分らしく成長し、社会で生きていく力を身につけるため、地域社会全体で、一人ひとりの子どもの権利が尊重される環境づくりを進めるとしている。広報・啓発の取組のみならず「子どもの権利学習」や「相談・救済等の充実」、「市民活動団体との協働・連携推進」が有機的に結びつくことで、子どもの権利施策の推進に効果が見いだされると考えるが伺う。
また、行動計画では、こども未来局が中心となり、子ども施策全体としての子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図り、川崎市こども施策庁内推進本部会議の開催及び実務担当者間の連絡調整等により、重点的取組をはじめとする子どもに関する施策の横断的な連携を図るとしている。見解と対応を伺う。

A 施策の方向Ⅰ「子どもの権利が尊重され、自分らしく安心して成長できる環境づくりが進んでいる」という目標に向けては、当施策の方向に紐づく４つの推進施策を総合的に進めていく必要があると認識している。そのため、子どもの権利学習の機会の提供、市民団体と連携した啓発イベント、各種研修会などについて、より効果的な取組となるよう、庁内会議等において、関係部署と情報共有を行うとともに、連携した実施について協議している。
また、川崎市こども施策庁内推進本部会議及びその部会において、情報共有や意見交換を行うとともに、実務担当者間においても、行動計画の進捗状況の確認等の機会を活用しながら、連絡調整を行っている。今後についても、関係部署と連携を図りながら、分野横断的な取組を推進していく。

［意見・要望］
川崎市子どもの権利に関する条例の施行から25年が経過した。広報・啓発や「子どもの権利学習」等を通して、子どもや市民団体への認知度は高まっていると思われる。一方で、社会の変化や転入者の増加等により、市民全体における条例の趣旨や理念の理解度の格差は広がっているとも言える。多様な課題に悩む子どもや、外国籍の子どもも増え施策の重要性は高まっていることから、所管局が引き続き主体的に進め、関係機関と連携し事業を進めて頂くよう要望する。

Q 教職員募集採用事業費について

新設の「大学３年生等早期選考」では、特定の大学の推薦を必要としないことから、より多くの大学生を対象として募集することが可能となる。このことから、SNSを活用した広報や現職教員を通じた出身大学の後輩への働きかけが有効と考えるが取組を伺う。
また、早期選考により採用された学生は、その後１年以上の期間にわたって、教職に就くに向けての心構えや教育実習や教材研究等の準備にあたることができる。本市の地域としての特色や魅力、教育の特色について理解を深めることが、より優秀な人材の育成とともに、次年度の応募増加につながると考えるが対応を伺う。

A 早期選考をPRするためのチラシとポスターを作成し、大学等への配布や教員採用試験の受験者向けの情報誌への広告掲載を行うとともに、より多くの対象者に周知を図るため、Xへの投稿やYouTubeへの広告掲載を行い、SNSを活用した広報を行っている。
また、採用までの期間を有効に活用し、教員になるに当たっての準備を支援していくことは、人材育成の観点から、重要であると認識している。そして、そのような取組を学生に対して積極的に発信することは、受験者数の増加につながると考えている。これまで、採用までの期間に本市の教育の特色や魅力等について理解を深め、教員として働くイメージをより具体的に思い描けるように研修や学校現場の様子を間近で感じることができる学校見学会を行っている。今後も合格者にとって有意義な研修となるよう研修内容の工夫や改善を行っていく。

［意見・要望］
いまだ多くの学校で教員の未充足が発生し、その影響を多くの教員や児童生徒が受けている状況が続いている。引き続き、あらゆる手段を講じて事業の推進が必要である。そして、教員志望者の不足は全国的な社会問題だが、本市の豊かな教育や魅力を身近に知っているのは、まさに学校現場の教職員であることからも広報・啓発等を連携し、本市の教育の魅力の発信を推進して頂くよう要望する。

Q 地域部活動推進事業費について①

令和６年２月に行われた教員個人のヒアリングからは、「平日と休日の部活動指導について、一貫性を確保する必要がある」「生徒指導に関わる業務は外部に任せられない」「休日の部活動の地域移行について、指導人材と費用負担に関する不安感は大きい」「大会運営への教員の関わりについても難しい」等の課題が出された一方、外部に任せられることとして「技術指導」と「練習メニューの作成」等の意見も出された。令和７年度の部活動指導員では、会計年度任用職員等報酬等の当初予算額として１億4,062万円余に拡充されたものの、決算額は6,732万円余で執行率は47.87％にとどまっている。なぜ「マッチング」が進まないのか具体的な調査検証と対策が必要と考えるが、対応を伺う。

A 部活動指導員の配置にあたっては、応募した方の指導可能な競技種目や時間等と、学校のニーズが一致しないことが、マッチングが進まない要因の一つであると認識しており、今後も引き続き、学校へのヒアリングを丁寧に行い、そのニーズを踏まえた上で、近隣大学や関係団体等と連携し更なる広報を行うなど、必要な人材の確保に努めていく。



Q 地域部活動推進事業費について②

「川崎市立中学校の部活動に係る懇談会」の委員からは「コーディネーターは人の資産であり、それを部活動とどのように繋げるかが重要だと思う。円滑に繋げるためにも、川崎市で人材バンクを設置し、指導者を蓄積・育成をどこまでできるかも重要になると考える」等の意見に対して、事務局では、「他都市を先行事例とし、関係部署と連携していく中で、特にコーディネーターの体制の検討や、生徒主体の部活動の在り方を学校現場と検討していきたい」と回答している。現在、市内の３校において民間事業者の委託による指導者派遣の事業が行われているが、効果検証をどのようにはかり拡充していくのか伺う。

A 本委託は、休日の部活動の地域展開に向けて休日の部活動指導の在り方等について調査研究することを目的として実施しており、実施校からは、部活動における技術指導の充実や、顧問教員の負担軽減といった効果が得られたと聞いている。地域展開にあたっては、生徒や保護者の声を伺いながら、今後の取組に生かすことが必要と考えており、実施校における生徒や保護者へのアンケート結果を踏まえ、本委託における成果や課題を整理した上で、休日の部活動における地域展開の在り方について検討を進めていく。

［意見・要望］
部活動に携わる教員の負担は、普段の指導に加え、遠征や大会運営等における負担など様々である。部活動ガイドラインでは、「校長は、部活動顧問について、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で決定し、学校全体で適切な指導、運営に係る体制を構築する」としている。また、令和７年の「スポーツ基本法」改正では、「部活動が地域において継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保」や「スポーツにおけるハラスメントの防止」等が基本施策として示されている。引き続き、学校や生徒・保護者の意見を丁寧に聞き取りながら、本市として望ましい地域部活動在り方を検証し、関係機関と連携し推進して頂くよう要望する。

市政についてのご意見・ご要望をお気軽にご連絡ください

しまだ和明事務所
〒214-0037 川崎市多摩区西生田2-1-3
TEL/FAX 044-819-5238
shimada9990@yahoo.co.jp

LINE 公式アカウント ご登録ください　HP